

入札説明書

独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター
令和4年9月27日

独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター 保護室増室改修整備工事 実施設計、工事監理業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 業務概要

- (1) 業務名 独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター保護室増室改修整備工事
実施設計、工事監理業務委託
- (2) 履行期間
設計期間 契約締結日の翌日から令和5年1月31日
監理期間 令和5年3月20日から令和5年7月31日（予定）
- (3) 添付資料
本業務の契約書（案）、設計業務委託共通仕様書、実施設計業務委託仕様書、工事監理業務委託仕様書、競争契約参加心得は別添のとおりである。

2. 競争参加資格

- (1) 平成24年度以降（次の①、②に関しては設計業務が完了したものに限り。）において、次の実績を有する者を配置すること。
 - ① 設計業務の管理技術者（以下「管理技術者（設計）」という。）として配置する者は次の実績を有すること。なお、工事監理業務の管理技術者（以下「管理技術者（監理）」という。）については実績を求めない。両者は同一の者であってもよい。

新築、増築又は改修（修繕除く）で延床面積又は施工面積80㎡以上の病室を含む病院又は診療所の実実施設計について管理技術者又は主任技術者として担当した実績（参加しようとする企業における実績に限る。）を1件以上有する者。

- ② 設計業務の主任技術者〔建築意匠〕（以下「主任技術者」という。）として配置する者は次の実績を有すること。

新築、増築又は改修（修繕除く）で病院、診療所又は老健施設等の社会福祉施設の建物の実施設計について管理技術者、主任技術者又は担当技術者として担当した実績を1件以上有する者。

- (2) 次の①から⑧の条件を満たしている単体企業であること。

- ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者及び独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停

- 止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止期間等を適用する。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行なった者
- ③ ②に該当する者を入札代理人として使用しない者
- ④ 厚生労働省競争参加資格「建築関係コンサルタント」のA、B又はC等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、中国地域における競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ⑤ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（④の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 競争参加資格申請書の提出期限の日から開札のときまでの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑧ 次の各号のいずれも満たすこと。
- 一 管理技術者（設計）は一級建築士であること。
 - 二 管理技術者（設計）及び各主任技術者の手持ち業務については、携わっている設計業務（工事監理業務は除く。特定後未契約のものを含む。）が、本業務を除き3件以下であること。
 - 三 管理技術者（監理）は一級建築士、二級建築士、工事監理の担当技術者の建築担当は一級建築士、二級建築士、一級建築施工管理技士、電気担当は一級電気工事施工管理技士、第三種電気主任技術者、設備設計一級建築士、建築設備士、機械担当は一級管工事施工管理技士、設備設計一級建築士、建築設備士であること。
- 四 技術者の配置については以下とすること。
- 1) 管理技術者（設計）が、各主任技術者を兼任していないこと。
 - 2) 主任技術者が他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
 - 3) 管理技術者（設計）、管理技術者（監理）及び各主任技術者はそれぞれ1名であること。ただし、管理技術者（監理）は、管理技術者（設計）又は各主任技術者のいずれかと同一の者であってもよい。
 - 4) 管理技術者（監理）と工事監理の担当技術者は同一の者であってもよい。
- 五 管理技術者（設計）、管理技術者（監理）及び主任技術者（建築意匠）は、競争参加資格申請書の提出者の組織に所属していること。
- 六 建築意匠分野のうち積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。
- 七 競争参加資格申請書の提出者又は協力事務所が、他の提出者の協力事務所となっていないこと。
- 八 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建築関係コンサルタントが厚生労働省の建築関係コンサルタント業等一般競争（指名競争）参加資格者である場合、指名

停止期間中でないこと。

- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 担当部署

〒739-2693 広島県東広島市黒瀬町南方92番地
独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター 企画課 中村哲浩
電話 0823-82-3004 内線777
FAX 0823-82-7352

4. 競争参加資格確認申請書の作成及び記載上の留意事項

(1) 競争参加資格確認申請書の作成要領

競争参加資格確認申請書の提出者は、2. 競争参加資格を満たす業者であること。競争参加資格確認申請書の様式は、別添様式集に示すとおりとすること。また、競争参加資格に求める等級決定通知書のコピーを添付すること。

(2) 競争参加資格確認申請書の作成及び記載上の留意事項

① 管理技術者及び主任技術者の経験等（様式2、様式3）

管理技術者（様式2：管理技術者（設計）、管理技術者（監理）についてそれぞれ1枚作成）及び各主任技術者（様式3：各主任技術者ごとに1枚作成）の経験等について、以下の項目を記載する。

1) 氏名

技術者の氏名を記載する。

2) 生年月日

技術者の生年月日及び年齢（競争参加資格申請書の提出期限時現在）を記載する。

3) 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載する。

4) 保有資格等

技術者の保有する資格のうち、下表を参照のうえ記載する。

様式 2、3、4に記載する保有資格及び業務実績

		参加資格として必要なもの	
		保有資格	業務実績
設計	管理技術者(設計)	一級建築士	2.(1)①による。
	主任技術者	建築意匠	なし
		建築構造	
		電気機械	
管理技術者(監理)	2.(2)⑧三による。	2.(1)①による。	
監理	担当技術者	建築	なし
		電気	
		機械	

※設計業務の技術者と工事監理業務の技術者は、業務分担を問わず、各資格を満たしていれば兼任することができる。

5)平成24年度以降に完了した業務の実績

2.(1)にて求める業務実績について、上表を参照のうえ以下の項目を記載する。なお、記載する件数は2.(1)の通りとする。記載した業務については契約書の写しを提出すること。

a)業務名称

b)発注者(再委託を受けた業務の場合、契約相手方を記載し、括弧内に事業主を記載する。)

c)受注形態(単独、共同体又は協力事務所のうち該当するものに○をつける。共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を()内に記載すること。)

d)業務概要

新築、増築、改修の別を明示し、2.(1)の要件を満たしていることを明らかにすること。(該当するものに○をつける。)

また、対象施設の施設用途及び規模を記載する。あわせて携わった分担業務分野及び立場(管理技術者、主任技術者、担当技術者)を明らかにすること。(該当するものに○をつける。)

e)履行期間

6)手持業務の状況(管理技術者(監理)については記載不要。)

申請書の提出時における全ての手持ちの設計業務(特定後未契約のものも含む。)について、以下の項目を記載する。ただし、工事監理業務は除く。

a)業務名

b)発注者(再委託を受けた業務の場合、契約相手方を記載し、()内に事業主を記載する。)

c)受注形態(単独、共同体又は協力事務所のうち該当するものに○をつける。共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を()内に記載すること。)

d)業務概要には、対象施設の施設用途及び規模を記載する。あわせて携わっている分担業務分野及び立場(管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場)を記載する。(該当するものに○をつける。)

e)履行期間

② 担当技術者の保有資格等（様式4）

工事監理の各担当技術者の保有資格等について、以下の項目を記載する。

1) 氏名

技術者の氏名を記載する。

2) 生年月日

技術者の生年月日及び年齢（競争参加資格申請書の提出期限時現在）を記載する。

3) 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載する。

4) 保有資格等

技術者の保有する資格を記載する。

③ 協力事務所の名称等（様式5）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記載すること。

5. 競争参加資格確認申請書の提出期間並びに提出場所

提出期間：令和4年9月28日（水）～令和4年10月13日（木）

（土日祝日を除く8時30分～17時00分）

提出場所：3. 担当部署に同じ

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

提出部数：1部とする。（クリップ留め）

6. 競争参加資格の確認等

競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和4年10月17日までに書面で通知する。

7. 競争参加資格がないものと認めた者に対する理由の説明要求期限、担当部署

令和4年10月18日（火）9時から令和4年10月24日（月）16時まで担当部署（3. 担当部署に同じ）に文書（様式任意）にて要求することができる。（持参、郵送、FAXのいずれの方法でも可能（期限までの必着のこと。）とする。）

8. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は（様式6）を使用し文書により行うものとし、持参、郵送、FAX（持参以外の場合には到着又は着信を確認すること。）のいずれかの方法で行うこと。

なお、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記し、質問がない場合においても、質問無欄に○印を付して提出するものとする。

① 質問受付担当部署

3. 担当部署に同じ

② 質問の受付期間

令和4年9月28日（水）9時～令和4年10月21日（金）16時

(2) 質問に対する回答は、質問者に対してFAXで行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

① 閲覧場所

〒739-2693 広島県東広島市黒瀬町南方92番地
独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター 企画課

② 閲覧期間

質問受付期限から起算して2日後までに開始し、入札日前日までの毎日。ただし土日祝日は除く。

9時～16時の間。

③ 回答期限

質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から7日間（土日祝日を含まな

い。) 以内に行う。ただし、質問を受理した日から 1) に示す日までの期間が 7 日間に満たない場合は、1) に示す日までに回答を行うものとする。

1) 入札日の 1 日前

9. 開札の日時及び場所

令和 4 年 10 月 27 日(木) 10 時 00 分 独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター 第二臨床研究室 (ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、令和 4 年 10 月 26 日 16 時 00 分までに担当部署 (3. 担当部署に同じ) に必着すること。) に持参すること。

10. 交渉権者及び契約価格の決定方法

(1) 契約細則第 21 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者 (以下「第一交渉権者」という。) の申込みの価格が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

(2) 契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格を決定する。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から 10 日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。

11. 入札方法

(1) 入札書は持参又は郵送 (書留郵便に限る。) すること。電送による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

12. 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

13. 開 札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

14. 入札の無効

(1) 本公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、競争参加資格申請書に虚偽の記載をした者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、経理責任者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他入札時点において 2. に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(2) 談合が認められた場合の入札は無効とし、落札の場合は取り消すことがある。

15. 手続における交渉の有無 無
16. 契約書作成の要否
要。 別添の契約書(案)により契約書を作成するものとする。
17. 支払条件
一部完了払
完了払
18. 苦情申立て
(1) 7. の説明に不服がある者は、独立行政法人国立病院機構中国四国グループ担当理事部門の契約審査委員会に対して苦情を申し立てることができる。
(2) 苦情申立ての受付窓口及び受付時間
・受付窓口：独立行政法人国立病院機構中国四国グループ担当理事部門
〒739-0041 広島県東広島市西条町寺家513
電 話 082-493-6606
・受付時間：土日祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。
(3) 苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
・書類等の入手先：18. (2)の受付窓口
19. 関連情報を入手するための照会窓口 3. 担当部署に同じ。
20. その他の留意事項
(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 本件業務を受注した建設コンサルタント(再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。)及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。
上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次の①又は②に該当することをいう。
① 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。
(3) 競争参加資格申請書に関する費用は、提出者の負担とする。
(4) 競争参加資格申請書に虚偽の記載をした場合には、競争参加資格申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
また、提出された競争参加資格申請書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その競争参加資格申請書を無効とする。
・競争参加資格申請書の全部又は一部が提出されていない場合
・競争参加資格申請書と無関係な書類である場合
・他の業務の競争参加資格申請書である場合
・白紙である場合
・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
・発注者名に誤りがある場合
・発注案件名に誤りがある場合
・提出業者名に誤りがある場合
・その他未提出又は不備がある場合

(5) 競争参加資格申請書の取扱い

- ① 提出された競争参加資格申請書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- ② 提出された競争参加資格申請書は、契約の相手方の決定以外に提出者に無断で使用しない。

(6) 競争参加資格申請書の提出後において、原則として競争参加資格申請書に記載された内容の変更を認めない。また、競争参加資格申請書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(7) 契約締結日の翌日から起算して72日以内に当院のホームページにおいて本契約関係に係る情報公開をする。

(8) 独立行政法人の契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をいただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 一 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- 二 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 一 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- 二 当機構との間の取引高
- 三 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 四 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- 一 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- 二 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内